

# 毎月勤労統計調査の公表値について

## 1. 毎月勤労統計調査の公表値について

毎月勤労統計調査の結果については、再集計や推計により作成したデータを用いている箇所がある。

毎月勤労統計調査におけるそれぞれの公表値の概要は以下のとおり。

### (1) 実数及び実数推計

#### 【平成 15 年 12 月分以前】

毎月の集計結果を公表している。

#### 【平成 16 年 1 月分～平成 23 年 12 月分】

全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っており、抽出調査を行う場合に必要な復元を行うことができなかったことから、以下の2種類の推計値を公表している。

##### ① 給付のための推計値（平成 25 年 3 月分まで公表）

雇用保険、労災保険、船員保険等の追加給付を迅速かつ適切に行うために、「きまって支給する給与」の額について推計した推計値

##### ② 時系列比較のための推計値

統計の連続性という観点から、現金給与総額や雇用、労働時間などを、産業・規模別、パート・一般労働者の別に、時系列比較可能な指数を作成するために推計した推計値

#### 【平成 24 年 1 月分～令和元年 5 月分】

全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことから、抽出調査を行う場合に必要な復元を行った再集計値を公表している。

#### 【令和元年 6 月分以降】

毎月の集計結果を公表している。

※ 令和元年 6 月分から令和 2 年 5 月分までの前年同月比（差）は、500 人以上規模の事業所については、前年同月の値として、抽出調査による値を用いている。

## (2) 指数

(1) の実数及び実数推計について、基準年の平均を 100 として指数化した数値を公表している。ただし、

- ① 基準年の変更
  - ② 常用労働者数のベンチマーク更新（母集団労働者数の更新）
  - ③ 30 人以上規模事業所の抽出替え（平成 29 年以前の全数入替え）
- を行った際には、過去に遡って指数を改訂する。

(参考) 毎月勤労統計調査で作成している指数等の解説

- ・ 令和 4 年 1 月分部分入替え（作成中）
- ・ [平成 30 年 1 月分部分入替え](#)
- ・ [平成 27 年 1 月分抽出替え](#)
- ・ [平成 24 年 1 月分抽出替え](#)

## (3) 指数等の季節調整値

- 指数等の季節調整は、センサス局法(X-12-ARIMAのなかのX-11デフォルト)を用いて作成した値を公表している。
- また、実質賃金指数及び入・離職率は、次式に従って計算したものをそれぞれの季節調整値としている。

$$\text{季節調整済実質賃金指数} = \frac{\text{季節調整済名目賃金指数}}{\text{季節調整済消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）}} \times 100$$

$$\text{季節調整済入（離）職率} = \frac{\text{季節調整済月間の増加（減少）労働者数}}{\text{季節調整済前月末労働者数}} \times 100$$

- 季節調整値は、年 1 回、毎年 12 月分までのデータがそろった時点で再計算し、原則として 1 月分結果公表時に再計算の対象とした全期間の季節調整値を改訂する。

また、再計算の対象となった期間以降の季節調整値の作成には、季節調整値の再計算の際に計算される予測季節要素を用いている。

## 2. 参考値について

実数、指数等の各種数値については、上記1で示したものの以外に、以下の数値を参考値として別途公表している。

### ＜共通事業所集計＞

共通事業所とは、「前年同月分」及び「当月分」ともに集計対象となった調査対象事業所のことであり、平成30年からの部分入替え方式の導入に伴い、常に一部の調査事業所が前年も調査対象となり共通事業所に限定した集計が可能となったことから、共通事業所による前年同月比を参考情報として公表している。

共通事業所集計では、同一事業所の平均賃金などの変化をみるための参考値として公表しているものであり、労働者数の変化の影響を除くため、前年同月も当月の労働者数をもとに月々の平均賃金などを計算している。そのため、この数値は調査対象事業所の部分入替えや労働者数のベンチマーク更新による断層の影響を含まない数値となっている。

また、共通事業所集計は、通常の公表値に比べて、サンプルサイズが小さくなることに留意が必要である。

## 3. 表章産業分類について

日本標準産業分類については、平成19年1月に改定が行われており、平成22年1月分調査から、改定後の産業分類に基づいて結果の公表を行っている。

なお、旧産業分類に基づいて表章している平成21年以前の結果との接続については、平成18年事業所・企業統計調査から把握される常用労働者数の新・旧間の変動を基準として、その変動が3%以内に収まる対応を単純に接続させている。

(参考) [毎月勤労統計調査全国調査の表章産業の変更について](#) (平成21年12月28日)

(令和4年4月現在)